

26個保審12号
平成27年2月19日

公立大学法人福岡県立大学
理事長 柴田 洋三郎 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本 博志

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（答申）

平成27年2月9日26福県大学第426号により諮問のあった、下記の事務に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められます。

記

事務の名称	教務システムによる学生登録情報の提供事務
所管課名	公立大学法人福岡県立大学
事務の目的	教務システムデータベースで管理している学生登録情報のうち、履修登録状況、休講・補講情報及び試験の可否をオンライン結合で学生本人に提供することにより、学生の利便性の向上及び学修支援に寄与するものである。
識別される個人の類型	公立大学法人福岡県立大学（大学院を含む。）に在籍する学生
提供する個人情報の種類	(1) 履修登録状況 (2) 休講・補講情報 (3) 試験の可否
提供の相手方	公立大学法人福岡県立大学（大学院を含む。）に在籍する学生本人
公益上の必要性	現在、公立大学法人福岡県立大学においては、履修登録及び登録状況の確認は学内に設置している端末でしか行うことができない。また、休講・補講情報の提供及び試験の可否の発表については、学内における掲示等で行っている。 そこで、履修登録状況、休講・補講情報及び試験の可否をオンライン結合で提供することにより、学生が随時これらの情報を入手できるほか、学生が所持する端末によって履修登録を行うこともできるようになる。 以上のように、学生の利便性が向上するだけでなく、学修支援に寄与することができる。

<p>個人情報についての必要な保護措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教務システムにアクセスできる者を、学生本人、全教職員及び保守管理委託業者（2名）のみに限定し、ID・パスワードにより、アクセス認証を行うこと。なお、パスワードはアルファベットの大文字、小文字及び数字を組み合わせた設定を条件とすることで、容易に解析ができないようにする。 (2) データの提供に当たっては、教務システムデータベースとは別にデータを保有しない公開ゾーンとして教務WEBサーバーを設け、当該WEBサーバーからのデータ要求の都度、教務システムからデータ応答を行うことで改ざん防止を図ること。 (3) 全教職員に対し、定期的に研修を行い、安全管理措置に関する規程等の周知徹底を図ること。 (4) サーバーへのアクセスを記録すること。 (5) サーバルームへの入退室管理を実施すること。 (6) 障害時における個人情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (7) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。 (8) 保守管理委託業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。
-------------------------	---